

令和5年9月29日

調布市長 長友 貴樹 様

調布市ふれあいの家
指定管理者候補者選定審査委員会
委員長 古本 泰之

調布市ふれあいの家指定管理者候補者選定審査委員会の審査結果について（報告）

このことについて、調布市ふれあいの家指定管理者候補者選定審査委員会（以下、「選定審査委員会」という。）は、調布市ふれあいの家における令和6年4月1日から令和11年3月31日までの指定管理者候補者を審査しましたので、その結果について下記のとおり報告いたします。

記

1 審査結果

下記の各運営委員会を指定管理者の候補者として適正であると認める。

（17団体）

- ・八雲台ふれあいの家運営委員会
- ・富士見町ふれあいの家運営委員会
- ・仙川ふれあいの家運営委員会
- ・飛田給ふれあいの家運営委員会
- ・布田駅南ふれあいの家運営委員会
- ・東部ふれあいの家運営委員会
- ・野ヶ谷ふれあいの家運営委員会
- ・国領ふれあいの家運営委員会

- ・西部ふれあいの家運営委員会
- ・下布田ふれあいの家運営委員会
- ・国領第二ふれあいの家運営委員会
- ・上石原ふれあいの家運営委員会
- ・佐須ふれあいの家運営委員会
- ・小島町ふれあいの家運営委員会
- ・大町ふれあいの家運営委員会
- ・染地ふれあいの家運営委員会
- ・上ノ原ふれあいの家運営委員会

2 審査経過

調布市ふれあいの家は、現運営委員会の指定管理期間が令和5年度末で終了することから、指定管理者制度に係る事務処理方針第4第5項第1号のAに基づき、公募によらない方法として現17施設の運営委員会を指定管理者の候補者として選定を行うことといたしました。

これにより、同方針第4第5項第2号により、選定審査委員会を設置し、以下の審査を行いました。

第1回選定審査委員会では、ふれあいの家の概要の把握と選定審査基準の検討を行い、第2回選定審査委員会で審査基準の項目毎に利用者アンケート結果や事業収支状況を踏まえて審査いたしました。

3 付帯意見

選定審査委員会が出された意見として、下記の付帯意見を申し添えます。

市民、地域が主体となったまちづくり活動の活性化を推進するため、自治会等、地域住民を構成員とした運営委員会が指定管理者として、各地域特性や利用者ニーズに応じて柔軟に対応することは変わらず重要である。そのため、引き続き市と運営委員会が連携を図りながら、業務の効率化、利便性向上や施設の安全性の確保など、より安定した管理運営に向けた取組を推進すること。